

平成31年第1回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

日時 平成31年3月14日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 1名

8番 岡田 裕明

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総 務 課 長	吉村 良昭
税 務 課 長	吉田 彰宏	住 民 課 長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
農 政 課 長	寺田 充宏	産 業 建 設 課 長	堀川 雅央
上下水道課長	石橋 史生	教 育 次 長	吉田 一弘
会計管理者	溝本 貴宏		
職務代理			

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 4 号 安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について

議案第 7 号 安堵町森林環境基金条例の制定について

議案第11号 安堵町文化観光館「四弁花」設置及び管理に関する条例の制定について

議案第12号 安堵町観光自動車駐車場条例の制定について

第2 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 8 号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第10号 安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

第3 一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第17号 平成31年度安堵町一般会計予算について

第4 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第18号 平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第19号 平成31年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第20号 平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について

議案第21号 平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第22号 平成31年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第23号 平成31年度安堵町水道事業会計予算について

第5 議案第25号 平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について

第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

第8 諸般の報告

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） 定刻になりましたので、開会をさせていただきます。

ただいまの出席議員は9名です。

岡田議員からは、本日の会議を欠席する届けが提出されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

3月1日の会議で、議案第4号、議案第7号、議案第11号及び議案第12号を総務産業建設常任委員会に付託をいたしました。

委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星委員長。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） はい。

（大星総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） おはようございます。3番 大星でございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議で付託された議案の審査等のため、当常任委員会を開催し、安堵町会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり議長に提出しましたので報告をします。

（1）審査等事項 付託案件について

議案第4号「安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について」

議案第7号「安堵町森林環境基金条例の制定について」

議案第11号「安堵町文化観光館『四弁花』設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第12号「安堵町観光自動車駐車場条例の制定について」

(2) 開催日時 平成31年3月7日、木曜日、午前10時15分から。

(3) ①出席者 委員、私 大星、山岡委員、森田委員、松田委員、欠席は岡田副委員長です。

②説明員 副町長、教育長、総務課長、教育次長。

③議会事務局 事務局長、係長。

④内容 3月1日の本会議で付託された4案件について、各担当課長から詳細説明を受け、慎重に審査いたしました。当常任委員会としての結果は、以下のとおりです。

1. 議案第4号「安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について」

町行政の課題を効率的に解決していく組織づくりを提案して、全委員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

2. 議案第7号「安堵町森林環境基金条例の制定について」

森林のない本町での当該基金の使途が、子どもたちの森林学習のためであることを確認し、全委員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

3. 議案第11号「安堵町文化観光館『四弁花』設置及び管理に関する条例の制定について」

本町文化観光館「四弁花」の運営管理に関する諸事項について説明を受け、全委員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

4. 議案第12号「安堵町観光自動車駐車場条例の制定について」

本町観光自動車駐車場の運営に関する諸事項について説明を受け、全委員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。以上です。

(大星総務産業建設常任委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、1件ずつ、討論、採決を行います。

議案第4号「安堵町行政組織条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第7号「安堵町森林環境基金条例の制定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第7号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第１１号「安堵町文化観光館『四弁花』設置及び管理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第１１号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第１１号を、委員長の報告のとおり決定すること賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第１１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第１２号「安堵町観光自動車駐車場条例の制定について」討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第１２号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第１２号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題といたします。

3月1日の会議で、議案第8号、議案第9号及び議案第10号を文教厚生常任委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） はい。田中委員長。

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男） はい。

(田中文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男） では、報告申し上げます。

文教厚生常任委員会報告

本会議で付託されました議案の審査等のために、当常任委員会を開催いたしました。

会議規則第71条の規定により、次のとおり議長に提出したので、御報告いたします。

(1) 審査等次項 付託案件につきまして

議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」

議案第9号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」

議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」

開催日時は、平成31年3月8日、金曜日、午前10時より。

出席者 委員、委員長、私 田中、浅野副委員長、島田委員、中本委員、福井委員であります。

オブザーバーとして、森田議長。

説明員として、副町長、住民課長に出席をいただいております。

事務局より、事務局長、係長が出席です。

報告内容として、付託案件につきまして、3月1日の本会議で当委員会に付託されました3件について、担当課長等から説明を受け、審査をいたしました。

いずれも、未就学児に係る医療費制度に、現物給付方式を導入することにより、子育て世帯にとって経済的負担が軽減するものと認識をいたしました。

よって、当常任委員会における審査の結果、全委員の賛成で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、その他でございますが、これについては、浅野副委員長から報告をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

(田中文教厚生常任委員会委員長 降壇)

文教厚生常任委員会副委員長(浅野 勉) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。浅野副委員長。

(浅野文教厚生常任委員会副委員長 登壇)

文教厚生常任委員会副委員長(浅野 勉) (2) その他 文教厚生常任委員会として、このたびの行政組織の編成について、関連する内容がありましたので、当日、追加説明員として総務課長及び健康福祉課長の出席を求めて協議をいたしました。

本町行政組織規則に定める事務分掌(案)を見て見ますと、新設されるこども支援課に関わる事務のほとんどが、現行の住民課において行われている業務に当てはまります。

こども支援課の業務の一部に、「児童福祉法による援護措置」と表記されていますが、現行の健康福祉課の担当である「児童虐待」と、具体的にどういうことを指すのか、わかりにくいところがありました。

教育委員会事務局から私立幼稚園奨励費等の事務が移行されますが、健康福祉課におかれましては、現在、中心的に、母子保健事業と様々な子育て支援事業が実施されています。

当日の会議で、子育てに係る部署間の連携の重要性について、各委員から多くの意見が出されましたので、こども支援課の新設により、更に連携強化をされることを願います。

子どもを授かり、母子健康手帳を健康福祉課にもらいに行きます。その時点から、多種多様の子育て支援策が必要になります。住民にとって、子育てをするに当たり、支えてくれるよりどころがあるということが重要です。

乳幼児健診等でも母子は、必ず福祉保健センターを訪れます。それを念頭に置いたとき、現在も母子支援の事業を多く実施されている、同センターが拠点になるのが理想的であると考えます。

また、同センターは、こども支援課の所管施設となる認定こども園にも距離が近く、当園には子育て広場「あかり」等もあります。子育てをする親や、子供同士のコミュニティーの機会と場所にもなり得るのではないのでしょうか。

最後に、将来的には、例えば福祉保健センターを子育て支援センターとして、認定こども園からつながる一帯のエリアを、町の子育て支援のエリアとして整備することも検討されるよう申し添え、当常任委員会の報告といたします。

(浅野文教厚生常任委員会副委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、付託した3案件について、一括して討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第8号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第9号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第9号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第10号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

議案第17号「平成31年度安堵町一般会計予算について」を付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星委員長。

（大星一般会計予算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計予算審査特別委員会委員長（大星成司） 3番 大星でございます。

それでは、一般会計予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件について、3月5日に審査を行い、会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり議長に報告書を提出いたしましたので報告します。

（1）審査事項 付託案件

議案第17号「平成31年度安堵町一般会計予算について」

（2）出席者 ①委員、私 大星、島田副委員長、山岡委員、浅野委員、松田委員、田中委員、福井委員、欠席委員は岡田委員です。

②オブザーバーとして、森田議長、議会選出監査委員 中本議員。

③説明員として、町長、副町長、教育長、事業部門理事、各課長次長、会計管理者職務代理。

④事務局 事務局長、係長に出席していただきました。

（3）報告内容として、平成31年度一般会計予算について、総合政策課長から予算の概要、歳入及び歳出の説明を受けました。

平成31年度一般会計予算総額は32億7,000万円で、前年度に比べ9,700万円の減額、2.88%の減となります。

1. 歳入について

町税は景気の穏やかな回復等により微増、地方交付税も、国の地方財政対策等により増加。

また、国庫支出金は新設の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金等により、県支出金は参議院議員、奈良県知事・県議会議員選挙委託金により増加されます。

一方、町債においては、公共事業等債や新規発行事業債の抑制により、減少となる見込みです。

2. 歳出について

通学路を中心とした安全対策、交通安全対策を強化する事業、防災力を強化する事業を重点的に予算計上されております。

保育教育の充実のため、第2期子ども・子育て支援計画を策定し、保育・幼児教育の充実と小中学校パソコン教室整備更新事業を始め、教育施設の維持修繕等の経費。

ごみ処理広域化に伴う総合業務。

岡崎川九十六石井堰改修事業、窪田地区遊水地事業、道路等整備事業など、「生活基盤の整備・推進による、住みやすいと感じるまちづくり」のための経費のほか、平成30年度からの繰越事業で翌年度工事完了予定の歴史文化・観光館の運営費が計上されております。

委員からは、西名阪側道、高塚付近の直進化、奈良県広域消防組合負担金、職員採用と人件費等についての質疑が出ました。

奈良県広域消防組合負担金の減額が進んでいないことについては、当初の予定と実情に差異が生じるため、ほか2件については、今後の課題として早急に検討していくと回答を得ました。

審査し採決の結果、議案第17号 平成31年度安堵町一般会計予算は、出席委員全員の賛成により、当委員会として原案どおり可決すべきもの決定しました。以上でございます。

(大星一般会計予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第17号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

議案第18号「平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、議案第19号「平成31年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第20号「平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について」、議案第21号「平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」、議案第22号「平成31年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第23号「平成31年度安堵町水道事業会計予算について」以上6件を付託いたしました。委員長の報告を求めます。

特別会計等予算審査特別委員会委員長（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田委員長。

特別会計等予算審査特別委員会委員長（松田和代） はい。

(松田特別会計等予算審査特別委員会委員長 登壇)

特別会計等予算審査特別委員会委員長（松田和代） おはようございます。特別会計等予算審査特別委員会委員長 松田和代から予算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました事件について、3月6日に審査を行い、会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり議長に提出しましたので報告します。

(1) 審査事項 付託案件

議案第18号「平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」

議案第19号「平成31年度安堵町住宅新築資金等特別会計予算について」

議案第20号「平成31年度安堵町水道事業特別会計予算について」

議案第21号「平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」

議案第22号「平成31年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第23号「平成31年度安堵町水道事業会計予算について」

(2) 出席者

①委員、私 松田、田中副委員長、山岡委員、浅野委員、大星委員、島田委員、福井委員、
欠席委員 岡田委員。

②オブザーバー 森田議長、中本議員 議会選出監査委員。

③説明員 西本町長、堀口副町長、楮山教育長、中野事業部門理事、各課長次長、会計
管理者職務代理。

④事務局 富士事務局長、吉川係長。

(3) 報告内容

会計ごとにそれぞれ担当課長より、予算概要及び歳入歳出について説明を受け、審査を行いました。

1. 議案第18号「平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」

歳入歳出総額は、9億4,900万円です。

県単位化に移行して2年目を迎え、県への納付額等が減少となり、前年度に比べて290万円の減額、0.3%の減です。

減額の理由につきましては、被保険者の減少により、保険料や納付額が減少することにあります。

また、平成30年度は黒字になる見込みでありますので、平成31年度の保険料は据え置き予定です。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

2. 議案第19号「平成31年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

歳入歳出総額は134万1,000円で、前年度と同額です。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

3. 議案第20号「平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について」

歳入歳出総額は、2億7,900万円です。

公共下水道事業の減により、前年度に比べて1,080万円の減額、3.73%の減となっております。

減額の理由につきましては、平成30年度は下水道事業台帳を更新し、また施工方法が平成30年度は垂心工法であったものが、平成31年度は開削工法と、工法変更に伴い、工事費用の減額が見込まれるなどの理由によるものです。

また、公営住宅については、早急に下水道への接続を施工するよう要望しました。

審議し採決の結果、委員多数の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

4. 議案第21号「平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」

歳入歳出総額は、7億7,020万円です。

第7期計画の2年目として、前年度に比べて2,130万円の増額、2.84%の増となっております。

これは、被保険者の増加に伴う、給付額の増加が見込まれるなどの理由によるものです。

審議し採決の結果、委員多数の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

5. 議案第22号「平成31年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」

歳入歳出総額は、9,900万円です。

広域連合納付金の増で、前年度に比べて420万円の増額、4.43%の増となっております。

これは、被保険者数の増加に伴う、給付額の増加が見込まれることで、広域連合納付金の増加によるものです。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

6. 議案第23号「平成31年度安堵町水道事業会計予算について」

歳入歳出の総額は、水道事業費用1億8,269万7,000円。

資本的支出5,164万1,000円を合計した総額は、2億3,433万8,000円で、前年度対比1,652万7,000円の減、6.6%の減となっております。

理由につきましては、水道排水タンク施設の電気系統修繕工事費、育児休業であった職員の復帰による職員給与が増加しますが、平成30年度は水道台帳更新があったこと、また起債償還額が減少するなどによるものです。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案どおり可決すべきものと決定しました。

一般会計は9,700万円の減額となりますが、特別会計合計は1,180万円の増額となり、水道事業を除く、一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は、53億6,854万1,000円で、前年度より8,520万円の減、1.56%の減です。

以上、報告をさせていただきます。

(松田特別会計等予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) はい。今、特別会計の委員長報告をいただきました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時34分)

再 開(午前10時44分)

議長(森田 瞳) 再開をいたします。

ただいま、暫時休憩を申し出させていただきました事柄につきまして、若干、御説明を申し上げたいと思います。

特別会計等予算審査特別委員長の松田委員長の方から、一部、若干、意見がございますので、その辺につきまして、委員長の松田委員長、よろしくお願いいたします。

特別会計等予算審査特別委員会委員長(松田和代) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。松田委員長。

特別会計等予算審査特別委員会委員長(松田和代) はい。先ほどの件ですけれども、議案第20号「平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について」と、議案第21号「平成31年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について」の賛成多数と賛成全員の件でございますが、賛成多数ということでしたが、一部議員の手が挙げられなかったことで賛成多数になってしまいましたが、誤解のもとでありますので、賛成全員ということで御了承願いたいと思います。そういうことでございます。議長、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。今、松田委員長の方から議案第20号「平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について」と議案第21号「平成31年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」、この議案の内容につきまして、報告の中では賛成多数という表現がございました。この件につきまして、いろいろこの当時の内容を振り返ってみますと、一応、内容のことにつきましては、全員、満場一致であったということで、確認をさせていただきました。

そういうことで、この20号、21号については、満場一致ということで、先ほどの委員長の報告を、訂正をさせていただくということで、皆さん方、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。よろしくお願いいたします。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、一括して討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。討論なしと認めます。

これより、1案件ずつ採決します。

始めに、議案第18号「平成31年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。全員、賛成です。

お座りください。

議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第19号「平成31年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第19号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第20号「平成31年度安堵町下水道事業特別会計予算について」採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第20号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第２１号「平成３１年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第２１号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第２１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第２２号「平成３１年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第２２号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

議案第２２号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第２３号「平成３１年度安堵町水道事業会計予算について」採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第２３号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第25号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）

補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田健康福祉課長。

(岡田健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（岡田眞地子） おはようございます。健康福祉課 岡田でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号「平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について」でございます。

説明させていただきます。

内容といたしましては、平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の決算の結果、651万2,000円の余剰金及び介護保険給付費基金積立金利子2,000円が発生しましたので、安堵町介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条に基づき、介護給付費準備基金として積み立て、第5条に基づき、今後の介護保険財政の安定した運営に資するためでございます。

歳入歳出それぞれ651万4,000円を追加し、歳入歳出総額は、それぞれ7億5,687万3,000円でございます。

詳細につきましては、補正予算9ページをお願いします。

歳出でございます。

6款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金、6,514千円の増額でございます。

この財源といたしまして、7ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、6,512千円。

9款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金、2千円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第25号

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）を、別紙のとおり提出する。

平成31年3月14日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田眞地子） 続きまして、補正予算書1ページをお願いします。

議案第25号

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第3号）

平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ756,873千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月14日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 続きまして、2ページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。8款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額410千円、補正額6,512千円、計6,922千円。

9款 財産収入、1項 財産運用収入、補正前の額0円、補正額2千円、計2千円。

歳入合計、補正前の額750,359千円、補正額6,514千円、計756,873千円です。

続きまして、歳出でございます。6款 基金積立金、1項 基金積立金、補正前の額0円、補正額6,514千円、計6,514千円。

歳出合計、補正前の額750,359千円、補正額6,514千円、計756,873千円。

次のページからの事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

（岡田健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員長と文教厚生常任委員長からお手元にお配りしましたように、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

委員長からお手元にお配りいたしましたように、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第8「諸般の報告」を行います。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員について、現在、大星成司議員に務めていただいておりますが、任期は1年であり、改めて選出議員を報告する必要がございます。

本町議会では、引き続き、大星議員に務めていただくことを、全議員同意のもと、決めていますので、来年度においても大星議員を選出することについて報告いたします。

次に、富士事務局長から報告がございますので、よろしくお願いいたします。

議会事務局長（富士青美） はい。事務局の方から2件、御報告いたします。

始めに、議員表彰の件につきまして、大星成司議員が、昨年11月、生駒郡町村議会議長会会長から表彰を受けられました。おめでとうございます。

2件目につきまして、平成30年度定期監査結果報告書が、監査委員から議長に提出されましたことを御報告いたします。以上です。

議長（森田 瞳） はい。ありがとうございます。

これで、「諸般の報告」を、議会の方はこれで終わります。

行政の方、理事者側、報告事項はございませんか。

ございませんか、はい。

本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会

午前11時00分
